

## 経済学の多様な考え方の効用

### ——パート労働者の労働供給についての研究例から

遠藤公嗣

えんどう・こうし | 明治大学経営学部教授 / 所属学会：社会政策学会

#### I はじめに

私の専門は「雇用関係・労使関係」と呼ばれる分野であって、この学問分野は、米国では「制度派経済学」に分類される。私は、この数年、1960年代から現在までの日本社会における労働供給はどのようなものであったかに研究関心があり、関連する既存研究に目をおしてきた。目をおした既存研究の1つを素材にして、本論文の表題「経済学の多様な考え方の効用」を考察したい。

本論文のIIで述べる内容は、2014年3月12日に開催された『「経済学分野の参照基準」を考えるシンポジウム」で私が発表した内容とほぼ同一であり、それを、大学1年生程度にも理解しやすいように、加筆修正したものである。本論文のIIIとIVで述べる内容は、IIに関連して考察した内容である。なお、私の研究関心による成果の一部は、遠藤[2011, 2014a, 2014b: 第3章]である。

#### II 鈴木亘<sup>[2010]</sup>への批判的コメント

鈴木亘氏は、「平成18年度介護労働実態調査」(2006年調査実施)の「労働者調査データ」を使った計量分析をおこない、女性が圧倒的に多いパート労働者グループの賃金弾力性が負の値であることを計測した(鈴木[2010])。賃金弾力性とは、賃金率(時間あたり賃金額)の変化率を分母とし、労働供給量の変化率を分子としたところの、2つの変化率の比のことであり、それが負の値であるとは、分母の変化の方向(賃金率が上昇するのか、低下するのか)と、分子の変化の方向(労働供給量が増加するのか、減少するのか)が、正反対であることを示す。

鈴木氏は、賃金弾力性が負の値であるという計測結果を、賃金率が上昇すると労働供給が減少することと理解して、さらに、それが「103万円・130万円の

壁」によってもたらされているとの解釈を強調した。ここで「103万円・130万円の壁」とは、所得税制度と社会保険(厚生年金保険および健康保険)制度によって、年間所得額がその金額以内におさまるように、女性パート労働者が自分たちの労働供給を調整する行動のことである。すなわち、賃金率が上昇して、就業時間が短くても、年間所得額が「103万円・130万円の壁」に容易に近づくようになると、女性パート労働者は就業を抑制して就業時間を短くし、「壁」を越えないよう行動するのだ。鈴木氏による計測結果とその解釈は、あり得ることと私は思う。

しかし鈴木氏は、論文の最後で、非常に興味深い「推計結果3」を附記している(鈴木[2010: 436-437])。すなわち、「103万円・130万円の壁」を越えた所得で働くパート労働者であっても、その賃金弾力性がやはり負の値であること、これである。この計測結果は上記の解釈で説明できない。そこで鈴木氏は、この計測結果を解釈する案として、①企業が支払う扶養手当等に反応している、②夫の所得の所得効果が大い、③保育所等の整備が遅れている、の3つを示唆するが、使った調査データでは分析できないとして、示唆にとどめている。

この「推計結果3」を読んで、私は別の解釈をすぐに思い浮かべた。賃金弾力性が負の値であることは、賃金率が低下すると労働供給が増加することでもあるが、これが生じているのではないかということである。パート労働者はもともと所得額が低いが、そこで賃金率が低下すると、生活費であれ子どもの教育費であれ遊興費であれ、何かの必要のために以前の所得額の維持を目的として、パート労働者は労働供給を増加させようとするのである。この解釈は、パート労働者が「103万円・130万円の壁」を越えた所得の場合でも説明できるし、もちろん、越えない場合でも説明できる。

また、鈴木氏の別の推計結果も、この別解釈に整合的なように思われる。すなわち、パート労働者が未婚・離死別者であっても、あるいは健康保険の被扶養者以外であっても、やはり賃金弾力性が負の値であるとの推計結果である(鈴木[2010: 432])。どちらの場合のパート労働者の労働供給も、「103万円・130万円の壁」から受ける影響は小さいと考えられ、賃金弾力性が負の値である要因は他に求めるのが妥当と思われるからだ。

ところで、私がこの別解釈を思い浮かべたのは、私の大学院生時代に、私の

恩師の一人である故氏原正治郎先生から口頭で、こうした労働供給の場合があることを教えられていたからである。そして、私のその後の勉強で、氏原先生が翻訳したドップ[1961: 150]に依拠して、氏原先生は私にこれを教えたのではないかと感じた。また、こうした労働供給の一例として、必要な生活費の確保のために労働者が労働供給を増加させる場合を、マルクス経済学では「労働力の窮迫販売」と呼ぶことも私は知った。これら全部は、新古典派でない経済学の考え方といってよく、これらの教育を受けていたゆえに、私はこの別解釈をすぐに思い浮かべたのである。

鈴木氏は、上述した解釈する案の3つでわかるように、この別解釈をまったく思い浮かべていない。その理由は、鈴木氏は新古典派でない経済学の考え方をほとんど身につけていないからではないかと私には思われる。身につけていれば、鈴木氏は、もっともあり得る解釈として、まずこの別解釈を思い浮かべたように思う。というのは、上述した解釈する案の3つを、鈴木氏はそれほどの深い考えがあつて述べたとは思われないからだ。鈴木氏は、論文の別箇所、103万円の「壁」が、企業が支払う扶養手当の受給資格とリンクすることが多いと、正しく認識している(鈴木[2010: 419])。つまり扶養手当の「壁」は103万円の「壁」と重なるのであるから、上述した解釈する案の3つの最初である①企業が支払う扶養手当等に反応している、は、103万円の「壁」を越えた領域での現象を解釈する案として、もともと非常に苦しいことを、鈴木氏は自覚していると考えられるのだ。

鈴木氏の考え方は、新古典派経済学として正統的な考え方である。新古典派経済学の考え方では、賃金弾力性が正の値であることは、すなわち、賃金率が上昇すれば労働供給量は増加し、賃金率が低下すれば労働供給量が減少することは、いくつかの前提条件のもとで、理論的に厳密に導出できる(その導出は、ミクロ経済学教科書の最初のあたりを参照してほしい)。いいかえると、横軸が労働供給量で縦軸が賃金率のグラフ上では労働供給曲線は右上がりであること、これが基本である。したがって、この基本が成り立たないことは、ここでは、賃金弾力性が負の値であることは、この基本を阻害する何かの制度が存在するからのはずで、その制度が存在する証明となるのだ。その制度が、ここでは「103万円・130万円の壁」なのである。

ところが経済学の歴史では、阻害する何かの制度がとくに存在しなくとも、労働供給曲線が右下がりとなる場合があること、いいかえると、賃金弾力性が負の値となる場合があることは、くりかえし指摘されてきた。新古典派経済学の教科書でさえも、その場合があることを指摘するものもある。しかし新古典派経済学では、その場合の理論的な導出は、おそらくできていない。「おそらく」と私が控え目にいうのは、不勉強な私が目にする程度の教科書には、それはまったく記載されていないからである。だから新古典派経済学の正統的な考え方では、おそらく、それは理論的に存在しないことになるのだ。鈴木氏はそれを正当にうけついでいる。

多様な系譜の経済学の考え方を身につけることは、新しく知った経済現象をどのように理解・解釈したらよいかのことが問われるとき、非常に効用があるように私は思われる。新古典派経済学以外の考え方にも通じていないと、理解・解釈の幅が著しく狭まるのではないか。鈴木氏の新しい解釈案①②③は、その一例であろうと思う。

### III 新古典派経済学ないし鈴木亘氏の功績と、新古典派でない経済学の欠点

しかし、さらに深く考察すると、別の評価も必要なことを私は感じる。というのも、現代日本における女性パート労働者の労働供給の研究についての、新古典派経済学ないし鈴木氏の功績は正当に評価する必要があると、私は思うからである。同じことだが、このテーマの研究について、新古典派でない経済学の欠点は正当に指摘されなければならないと、私は思うからである。定量的な事実発見について、研究関心についての、2つの側面から考察したい。

#### 1 | 定量的な事実発見について

現代日本における女性パート労働者が「103万円・130万円の壁」に影響され、自分たちの労働供給を調整する行動をとることは、女性パート労働者自身や経営側の人事管理担当者に話をきけば、よく聞くことができる。私も何度も聞いたことがある。とくに珍しい事実ではない。

だが「聞いた話」ではなく、その強固な証拠を提示する研究、あるいは、それは〈どの程度〉なのかを計測するという定量的な研究は、新古典派経済学者によってのみ実施されてきたといっても言い過ぎではない。たとえば、その賃金弾力性の値を計測した研究成果は、安部・大竹[1995]と大石[2003]であり、鈴木[2010]はそれらを発展させた研究成果と位置づけることができる。賃金弾力性の値を計測しないけれども、何らかの定量的な研究をおこなった成果も、新古典派経済学者、ないしは新古典派経済学を十分に理解し影響を受けた研究者、によるものに限られるように思う。概していえば、このテーマの定量的な事実発見は新古典派経済学によってもっぱら達成されているのであり、その他は「外野」にすぎない。このことは正当に評価されなければならない。

さて、「103万円・130万円の壁」を越えた所得で働くパート労働者の賃金弾力性が負の値であること、これはよく聞く話ではない。だから、これは鈴木氏による貴重な新発見と思われる。この新発見を鈴木氏が達成できたのは、上記の研究発展の上に、「壁」の影響だけが賃金弾力性を負の値にしているのかとの疑問を鈴木氏は抱いたからであり、それを確かめるために、「壁」を越えた領域での賃金弾力性も計測することを鈴木氏がおそらく研究者としてはじめて試みただけからである。それが貴重な新発見をもたらした。その疑問と計測の試みと結果を記した「推計結果3」の記述は短いけれども、新しい知見を得ることが学術研究というものの根幹だとするならば、そのとおりの記述だと私は思う。鈴木氏の功績は正当に評価されなければならない。

#### 2 | 研究関心について

日本におけるパート労働者の労働供給について、なぜ、定量的な事実発見は新古典派経済学によってもっぱら達成され、その他は「外野」にすぎないのか。

一言でいえば、新古典派でない経済学者はこのテーマに研究関心が薄い、したがって研究が実施されず成果が出ない、これが理由ではないかと私は思う。「研究関心が薄い」の意味は、いくつかが重なり合っている。私は、たとえば、つぎのことを思いつく。ア)新古典派でない経済学者は、経済体制そのものや、その歴史の変動など、いわばマクロな、あるいは抽象度の高いテーマのみに研究関心を向けやすい。イ)これと相当に関連するが、新古典派でない経済学者は、

定性的な研究を好み、定量的な研究を好まない。あるいは、定量的な研究手法の必要を感じず、それを身につけない。ウ)新古典派でない経済学者は、男性稼ぎ主型家族が標準であることを無自覚に前提していて、そのため、男性の正規雇用こそが雇用労働という経済現象の基本であり、女性のパート雇用は例外的周縁的な経済現象で重要でないと無自覚に考え、それを研究関心の対象としない。

もちろんだけれども、「ア)イ)ウ)ばかりではない」との反論は成り立つし、その反論は正しいと私は思う。だが同時に、概していえば「ア)イ)ウ)である」ことも否定できないと私は思う。そして、新古典派経済学者、ないしは新古典派経済学を十分に理解し影響を受けた研究者は、「ア)イ)ウ)でない」度が相対的には(相対的には、である)高い。だから、研究関心があり、研究が実施され成果が出るのだと私は思う。

#### IV 協業と相互批判の必要

経済学をより豊かに発展させるためには、多様な系譜の経済学間で、協業と相互批判が必要だと私は思う。経済学の教育のあり方も、そのように組み立てられるべきだろう。本論文の素材に即して、これを考察したい。

##### 1 | 労働供給曲線の右下がりの理論化

パート労働者の賃金弾力性が負の値であること、いいかえると、労働供給曲線が右下がりになること、これはどのような前提条件の下に成立するのか。理論的にどのように導出できるのか。これらを考えるのに参考となる既存の考え方の1つは、マルクス経済学の「労働力の窮迫販売」概念のように思う。しかし、「労働力の窮迫販売」概念は厳密な理論とは必ずしもいえないので、その厳密な理論化の努力が経済学にとって望ましい。私が直感的に考えるのは、「労働力の窮迫販売」概念が成立する前提条件は、限定的だということである。というのは、「労働力の窮迫販売」をしなければならない労働者は、一般的にいて、何かの理由(たとえば景気の回復など)で賃金率が上昇しても、やはり労働供給を増加させるだろうからである。その場合に、労働供給を減少させることは考えられない。

ともあれ、労働供給曲線の右下がりの理論化にとって、ないしは「労働力の窮迫販売」概念の理論化にとって、その有益な一つのやり方は、その概念をもつマルクス経済学者と、数学的理論化能力が高いと思われる新古典派経済学者の協業と相互批判だと私は思う。もちろんだけれども、これは両学派の折衷のすめではない。

##### 2 | 特徴の歴史的変化と定量的な事実発見

私は制度派経済学者に分類されるが、その視点からみると、パート労働者の労働供給については、学派を問わず、その特徴の歴史的変化を十分に考慮すべきだと思う。

「103万円・130万円の壁」によってパート労働者が労働供給を調整するという経済現象は、私の言葉でいえば「1960年代型日本システム」のもとでの経済現象である。「1960年代型日本システム」とは、労働の供給と需要で、日本的雇用慣行と男性稼ぎ主型家族がおたがいに必要としていて、そのため両者が強固に結びついた社会システムのことである(遠藤[2014b: 100-111])。図示すると、下図となる。この社会システムのもとでの主婦パート労働者は、夫の収入が主に家計を支えていて、自分の収入は家計を支えない、さらには自分の生活も支えないという条件があるからこそ、「壁」によって労働供給を調整するのだ。

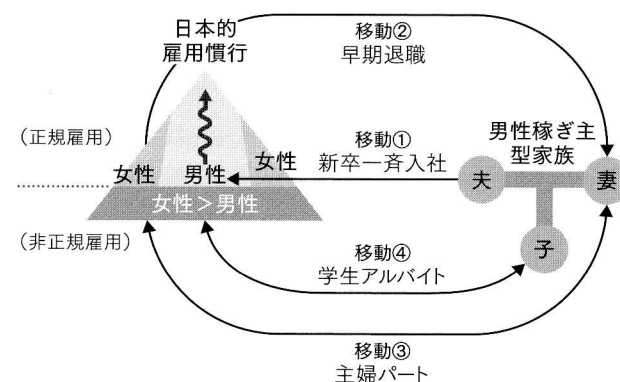


図1 1960年代型日本システムのモデル  
出典：遠藤[2014b:105 図表3-1]

では、両者は〈どの程度〉の割合なのか。さらには、これ以外に賃金弾力性を負の値にする要因はないのか。これらを計測するという定量的な研究は、新しい研究課題である。この定量的な研究を実施するためには、労働供給曲線の右下がりの理論化が必要である。そのためには、やはり、マルクス経済学者と新

安部由紀子・大竹文雄[1995]『税制・社会保障制度とパートタイム労働者の労働供給行動』『季刊 社会保障研究』第31巻第2号, 120-134頁。

遠藤公嗣[2011]「雇用の非正規化と労働市場規制」大沢真理編『承認と包摂へ——労働と生活の保障（ジェンダー社会科学の可能性 第2巻）』岩波書店, 143-166頁。

遠藤公嗣[2014a]「労働における格差と公正——「1960年代型日本システム」から新しい社会システムへの転換をめざして」『社会政策』第5巻第3号, 11-24頁。

遠藤公嗣[2014b]『これからの賃金』旬報社, 全180頁。

大石亜希子[2003]「有配偶女性の労働供給と税制・社会保障制度」『季刊 社会保障研究』第39巻第3号, 286-305頁。

大澤理沙[2012]「短時間訪問介護員の労働供給関数の推定——労働条件の改善は短時間訪問介護員の労働時間数を増加させるか」『GEMCジャーナル』第7号, 130-142頁。(http://www.law.tohoku.ac.jp/gcoe/wp-content/uploads/2012/04/gemc\_07J1.pdf 2014年10月28日アクセス)。

鈴木直広[2010]「パートタイム介護労働者の労働供給行動」『季刊 社会保障研究』第45巻第4号, 417-443頁。

ドップ, モーリス(氏原正治郎訳)[1961]『賃金論 新訂版』新評論, 全267頁。